



山形県公報

平成16年1月16日(金)
第1508号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (健康福祉企画課) ...28       |
| 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....    | (児童家庭課) ...同          |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                   | (最上総合支庁福祉課) ...同      |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                   | (置賜総合支庁福祉課) ...同      |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....                   | (同) ...29             |
| 漁業の免許.....                            | (生産流通課) ...同          |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                   | (最上総合支庁農村計画課) ...同    |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....           | (森林課) ...同            |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....           | (同) ...30             |
| 同.....                                | (同) ...同              |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知.....  | (同) ...31             |
| 山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....      | (同) ...同              |
| 都市計画事業の変更の認可.....                     | (都市計画課) ...32         |
| 同.....                                | (同) ...同              |
| 河川区域の変更による廃川敷地等.....                  | (河川砂防課) ...同          |
| 道路の区域の変更.....                         | (村山総合支庁建設総務課) ...33   |
| 同.....                                | (同) ...同              |
| 県道の供用の開始.....                         | (同) ...同              |
| 開発行為に関する工事の完了.....                    | (村山総合支庁建築課) ...34     |
| 道路の区域の変更.....                         | (村山総合支庁北村山総務建築課) ...同 |
| 県道の供用の開始.....                         | (同) ...同              |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会1月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

### 公 告

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 一般競争入札の公告.....          | (管財課) ...35         |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) ...36 |
| 同.....                  | (置賜総合支庁企画振興課) ...同  |
| 同.....                  | (同) ...37           |

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第23号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年 7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項中「年0.425パーセント」を「年0.4パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項の規定は、平成15年12月10日から適用する。
- 2 平成15年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第24号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条中「年0.85パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成15年12月10日から適用する。
- 2 平成15年12月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第25号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項に規定する、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                    | 指定年月日      |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------|
| アサヒサンクリーン株式会社<br>東京都北区上十条一丁目 2 番15号 | あさひ介護支援センター新庄<br>新庄市大手町 2 - 82 | 平成15.12.26 |

### 山形県告示第26号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                         | 事業所の名称及び所在地                                    | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社キュアドリーム<br>長井市中道二丁目 2 番34号大栄ビル 3 F 南西号室 | ヘルパーステーション風ぐるま<br>長井市中道二丁目 2 番34号大栄ビル 3 F 南西号室 | 訪 問 介 護   | 平成15.12.18 |

## 山形県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                                 | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------------------|------------|
| 飯豊町<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642          | 飯豊町訪問看護ステーション<br>西置賜郡飯豊町大字椿3642             | 平成15.12.18 |
| 有限会社オキコウ<br>東置賜郡川西町大字大塚1420番地  | 居宅介護支援事業所 薬師温泉<br>東置賜郡川西町大字上小松1619番地        | 平成15.12.18 |
| 有限会社 さくら商会<br>長井市平山字渡り2783 - 4 | ケアサービスさくら<br>指定居宅介護支援事業南所<br>長井市今泉1812番地344 | 平成15.12.18 |

## 山形県告示第28号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、漁業権の設定について、次のとおり免許した。  
平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 免許番号         | 漁業の免許を受けた者            |            | 漁業権の内容                                   | 漁業権の免許年月日  |
|--------------|-----------------------|------------|------------------------------------------|------------|
|              | 住所又は所在地               | 氏名又は名称     |                                          |            |
| 海 定<br>第 1 号 | 鶴岡市大字三瀬己<br>301・308番地 | 有限会社 仁 三 郎 | 平成15年9月県告示第910号(以下「告示」という。)第1項第1号に記載のとおり | 平成16. 1. 1 |
| 海 定<br>第 2 号 | 西田川郡温海町大字<br>鼠ヶ関丙57番地 | 佐 藤 久      | 告示第2項第1号に記載のとおり                          | 同          |

## 山形県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届け出があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 亀 井 信 夫 | 新庄市十日町5548番地の2 |

## 山形県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 解除予定保安林の所在場所  
米沢市大字赤崩字谷地川原一20394・字谷地河原二20395-2・字谷地河原三20396-2（以上3筆国有林。）
- 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 保安林解除の理由

## 指定理由の消滅

## 山形県告示第31号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 保安林予定森林の所在場所  
東置賜郡高畠町大字安久津字岩屋堂3279-38、3279-39、3279-42、3279-43
- 2 保安林指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐採期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び高畠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
南陽市小滝字矢引沢1796-1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡平田町大字中野俣字中里4-1、4-2、5-1、字大比羅102
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに南陽市役所及び平田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字本郷字湯ノ沢1-1、3-1、字塚ノ沢1-2、字平沢1-2、字芋川1-1、1-291、1-292、字黒森1-3、大字砂川字小俣1-1
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡朝日村大字熊出字畑ノ沢33-3、78、81-3、82-10、82-23、83-1、83-2、84-1、88-1、89、96-2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第34号

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県民有林造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林造林事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号イを次のように改める。

- イ 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為  
5年
- 第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年度分以降の補助金について適用する。

## 山形県告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称  
鶴岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 鶴岡公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業施行期間  
昭和47年11月20日から平成23年 3月31日まで

## 山形県告示第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 施行者の名称  
西川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 西川都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 西川町公共下水道
- 3 変更の内容
  - (1) 収用の部分 平成 6 年県告示第1017号、平成12年県告示第477号の事業地のうち、山形県西村山郡西川町大字睦合字下釜、字吹上、字粥餅、字長登、字タヤ、字台、字北、字川前、字五百刈、字後田、字南、字ミツグ沢、字金沢口、字山ノ神、字扇田、大字海味字大下、字三反田、字アクトを削り、大字睦合字石田において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 な し
- 4 事業施行期間  
平成 6 年 9月27日から平成19年 3月31日

## 山形県告示第37号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系砂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成16年 1月 6日
- 3 廃川敷地等の位置  
高畠町大字糠野目字鎌塚台一2394-3番地先から(上流端)  
高畠町大字糠野目字鎌塚台一2845-1番地先まで(下流端)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量

土 地 2,109.41㎡

山形県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月16日から同年 1月29日まで縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 山形市香澄町一丁目19番24から<br>同 城南町一丁目 1 番22まで | 旧    | 54.0メートル<br>と<br>29.3 | メートル<br>47 |
| 同 上                                  | 新    | 54.0メートル<br>と<br>26.1 | 同 上        |

山形県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月16日から同年 1月29日まで縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 萱平河崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 上山市小笹字原230番から<br>同 645番 1 まで | 旧    | 10.5メートル<br>と<br>8.5 | メートル<br>190 |
| 同 上                          | 新    | 15.0メートル<br>と<br>8.5 | 同 上         |

山形県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年 1月16日から同年 1月29日まで縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 萱平河崎線
- 2 供用開始の区間 上山市小笹字原230番地から  
同 645番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 1月16日

## 山形県告示第41号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年12月17日  
指令村総建第5024号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字根際字的場742 - 28
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川県横浜市栄区小山台二丁目29番20号  
鈴木 隆 鈴木 トモ子

## 山形県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年 1月16日から同年 1月29日まで縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 村山市大字富南並字境ノ目5920番3から<br>同 大字田沢字岡沢1764番1まで | 旧    | 29.2メートル<br>↓<br>8.8  | メートル<br>603 |
| 同 上                                       | 新    | 32.8メートル<br>↓<br>13.4 | 同 上         |

## 山形県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成16年 1月16日から同年 1月29日まで縦覧に供する。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 村山大石田線
- 2 供用開始の区間 村山市大字富並字境ノ目5920番3から  
同 大字田沢字岡沢1764番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 1月16日

**教育委員会関係**

告 示

## 山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会 1月定例会を次のとおり招集した。

平成16年 1月16日

山形県教育委員会  
委員長 安 孫 子 博



- 1 招集の日時 平成16年 1月19日(月) 午後 2 時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 公益法人の設立許可の取消しについて

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する土地

| 場 所                                     | 日 時                         | 入 札 に 付 す る 土 地                                |
|-----------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------|
| 山形市松波二丁目 8 番 1 号<br>山形県庁201会議室          | 平成16年 2月25日(水)<br>午前10時     | 西村山郡大江町大字左沢字台ノ上1,702番<br>2<br>宅 地 361.95平方メートル |
|                                         | 平成16年 2月25日(水)<br>午後 1 時30分 | 南陽市櫛塚字李ノ木1,601番 3<br>田(現況は宅地) 804.71平方メートル     |
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地<br>1<br>庄内総合支庁12号会議室 | 平成16年 2月26日(木)<br>午後 1 時30分 | 酒田市光ヶ丘二丁目63番17<br>宅 地 337.27平方メートル             |

- 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

- 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

- 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

- 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

- 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入 札 に 付 す る 土 地                                | 場 所                                 | 日 時                         |
|------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 西村山郡大江町大字左沢字台ノ上1,702番<br>2<br>宅 地 361.95平方メートル | 西村山郡大江町大字左沢1,704番 1<br>寒河江警察署大江交番   | 平成16年 2月 5日(木)<br>午前10時     |
| 南陽市櫛塚字李ノ木1,601番 3<br>田(現況は宅地) 804.71平方メートル     | 南陽市赤湯3,004番 1<br>南陽市赤湯公民館小会議室       | 平成16年 1月30日(金)<br>午後 1 時30分 |
| 酒田市光ヶ丘二丁目63番17<br>宅 地 337.27平方メートル             | 東田川郡三川町大字横山袖東19番地 1<br>庄内総合支庁12号会議室 | 平成16年 1月29日(木)<br>午後 1 時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 西村山郡大江町大字左沢字台ノ上1,702番 2の物件については、その敷地内に排水管及び排水樹(以下「排水

管等」という。)が埋設及び設置されており、その取扱いについては次のとおりとする。

- イ 排水管等について県と使用貸借契約を締結し、県が排水管等を使用することについて承諾すること。
  - ロ イの使用貸借契約期間(以下「契約期間」という。)内において排水管等の修繕、改良、撤去その他の行為をしようとするときは、あらかじめ書面により県と協議すること。
  - ハ 契約期間満了後における排水管等の撤去に要する経費について、県は一切負担しないものとする。
  - ニ 契約期間内に土地を第三者に転売しようとするときは、排水管等について県と当該第三者との間にイからハまでと同様の取扱いがなされるよう定めること。
- (4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課(電話023(630)2065)に問い合わせること。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 環境ネットやまがた
  - (2) 代表者の氏名  
松村 倭男
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県村山市楯岡笛田3-2-1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、かけがえのない地球環境と山形の豊かな自然を守り、共存し、調和するため、社会を構成する人々及び団体が、環境を守る役割と活動の意義を理解し深めること、自主的な取り組みを促進すること、また、持続的発展が可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年12月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人すぶうん
  - (2) 代表者の氏名  
草野 恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東置賜郡高島町大字高島707番地5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に高島町の住民、さらに置賜地域の住民に対して、家族の支援に関する事業を行い、地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年 1月16日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年12月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人ハートケア南陽
  - (2) 代表者の氏名  
小野瀬 健次
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県南陽市宮内2843番地の6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、南陽市及びその周辺の住民の中で生活弱者（高齢者、要介護者、心身障害者）の世帯に対して、在宅サービス等の生活支援事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日       | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤   | 正  |
|-------------|--------------|-----|----|-----|----|
| 平成14. 3. 29 | 第1326号       | 345 | 19 | 手続を | 手続 |

平成16年1月16日印刷  
平成16年1月16日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

衣990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056